

みつわ台5丁目自治会みどりの協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の庭をみどり豊かにし、やがてこの地区がみどりに包まれた鳥の舞う町にふさわしいところとなり、住いの環境を快適なものとするを目的とします。

(協定の呼び名)

第2条 この協定の呼び名を「みつわ台5丁目自治会みどりの協定」(以下「協定」といいます。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」といいます。)は、別紙図面の区域とします。

(協定のとり結び)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者等〔都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等をいいます。(以下「土地の所有者」といいます。)]がお互いに全員の賛成により結びます。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため法律で決めてある認可を受けることとします。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変えようとする時は、土地所有者全員の賛成によるものとします。

2 協定を廃止しようとする時は、土地所有者の過半数の賛成によるものとします。

(植える木等について)

第7条 第1条の目的を達成するために植える木等について次のとおり決めます。

(1) 植える木の種類と場所等について

植える木は私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく、付近の環境をよくするのに役立つ事も必要なので、鳥を呼ぶための餌木、巣箱をつけるための木など各1本以上植える事とし、巣箱をつける木については、地上より5 m以上育てる事とします。

(2) 庭木の管理と巣箱の設置について

植えた木を育てるために年1回以上の消毒をする事と鳥が寄ってくる環境をつくるため1個以上の巣箱を取りつける事とします。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は10年間とし、その期間が終る前に土地所有者の過半数が廃止についての申し出をしなかった時は、更に10年間延長するものとし、以後は通算して30年に達する前日までこの例によるものとします。

(運営係の設置)

第9条 この協定についての仕事や事務を推進していくため、自治会役員の中に相当をきめ、年2回以上の話し合いを行うものとします。

2 役員の中から代表1名と運営係を必要に応じ選ぶものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 自治会はとりきめた事柄を積極的に実施しない人に協定の目的とする範囲内で実施してもらうための要望を行うものとします。

2 前項の要望があったのち3ヶ月を過ぎても要望のたつた事を実施しない時は自治会が別にきめる公平な措置に従ってもらうものとします。